

## 一般財団法人 帯広市文化スポーツ振興財団 「取引先登録届」の受付について

平成29～33年度において、「一般財団法人 帯広市文化スポーツ振興財団」（以下「財団」という。）が発注する物品の納入、役務の提供、その他の取引を希望する方の「取引先登録届」の受付を次のとおり行います。

なお、前回と同じく、建物、設備等の修繕関係につきましては、役務の提供（修繕区分）での登録受付となります。

[これまでの「競争入札参加資格申請」から、次のように変更となりました。]

### （1）「帯広市の入札参加資格」の基準を準用

今回から、財団の入札及び随意契約に参加するために必要な資格について、帯広市の競争入札参加資格の基準を準用することにいたしました。

### （2）「取引先登録届」を提出

これまでの「競争入札参加資格申請書（財団独自様式）」は必要がなくなり、これに代って「取引先登録届」を提出していただきます。また「添付書類」についても、該当となる方のみとなります。

### （3）登録の有効期間は5年間

有効期間を、これまでの2年間から、5年間に延長することにいたしました。

### （4）随時の受付を実施

今回の定期受付に加え、平成29年4月1日から、随時受付を行います。

### （5）その他

日々の物品納入等の取引につきましては、前述の帯広市への名簿登録は必要ありません。

## 記

### 1. 登録できない方

- （1）帯広市内もしくは十勝管内に本支店、営業所が置かれていない方（法人の場合）
- （2）十勝管内に住民票がない方（個人の場合）
- （3）希望業種を履行するために必要な資格、許可等を有しない方
- （4）財団契約規則第4条第1項（第18条第1項において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する方
- （5）市税を滞納している方（消費税及び地方消費税について滞納がある者を含む。）
- （6）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6項に規定する暴力団員が実質的に経営を支配する事業者、その他暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者該当する方

### 2. 登録するために必要な資格

登録するために必要な資格の基準は、帯広市の入札参加資格の基準を準用することとしました。

このため、あらかじめ帯広市の資格審査を受けていただき、「帯広市競争入札参加資格者（建設工事等）名簿」及び「帯広市競争入札参加資格者（物品・役務の提供）名簿」、又は「帯広市小規模修繕契約希望者登録名簿」に登録されるための手続きを行ってください。

なお、例外として、特殊な業務内容等により、理事長が特に必要と認める場合は、前記の名簿に登録されていない方であっても、財団の競争入札又は随意契約の相手方とする場合があります。

### 3. 登録の有効期間

平成29年4月1日から平成34年3月31日までとします。

なお、随時受付により登録された方の有効期間は、登録の日から平成34年3月31日までとなります。

### 4. 登録の抹消

次の各号の一に該当したときは、登録を抹消します。

- (1) 財団契約規則第4条第1項に規定する方となったとき。
- (2) 財団契約規則第4条第2項の規定により競争入札への参加を排除されたとき。
- (3) 営業に関し、法令の規定により許可、免許、登録等を要する場合において、当該許可、免許、登録等を取り消されたとき。
- (4) 「帯広市競争入札参加資格者名簿」、又は「帯広市小規模修繕契約希望者登録名簿」への登録がなくなったとき。

### 5. 「取引先登録届」の提出方法等

#### (1) 定期受付

区分	郵便申請	持参申請
受付期間	平成29年 2月 1日(水) から 平成29年 2月28日(火) まで (当日消印有効)	平成29年 2月 1日(水) から 平成29年 2月28日(火) まで (ただし、土曜・日曜・祝日は除く。)
受付時間		[午前] 9時00分～11時45分 [午後] 1時15分～ 4時45分
提出場所 (送付先)	〒080-0856 北海道帯広市南町南7線56番地7 一般財団法人 帯広市文化スポーツ振興財団 総務課 宛	同左 帯広の森運動公園内 帯広の森アイスアリーナ内 総務課
登録届の受理及び登録方法	登録届の内容を確認し、「受付印を押印し受理番号を記載した登録届の写し」をお送りします。 なお、確認する事項がある場合は、随時、電話によりご連絡させていただきます。	登録届の内容を確認し、「受付印を押印し受理番号を記載した登録届の写し」をお渡しします。

#### (2) 随時受付

平成29年4月1日から、随時の受付を行います。

毎月20日(20日が、土曜・日曜・祝日の場合はその前日)までに受付したのものについては、翌月の初日から登録となります。

#### (3) 提出部数 1 部

#### (4) 登録届の様式等

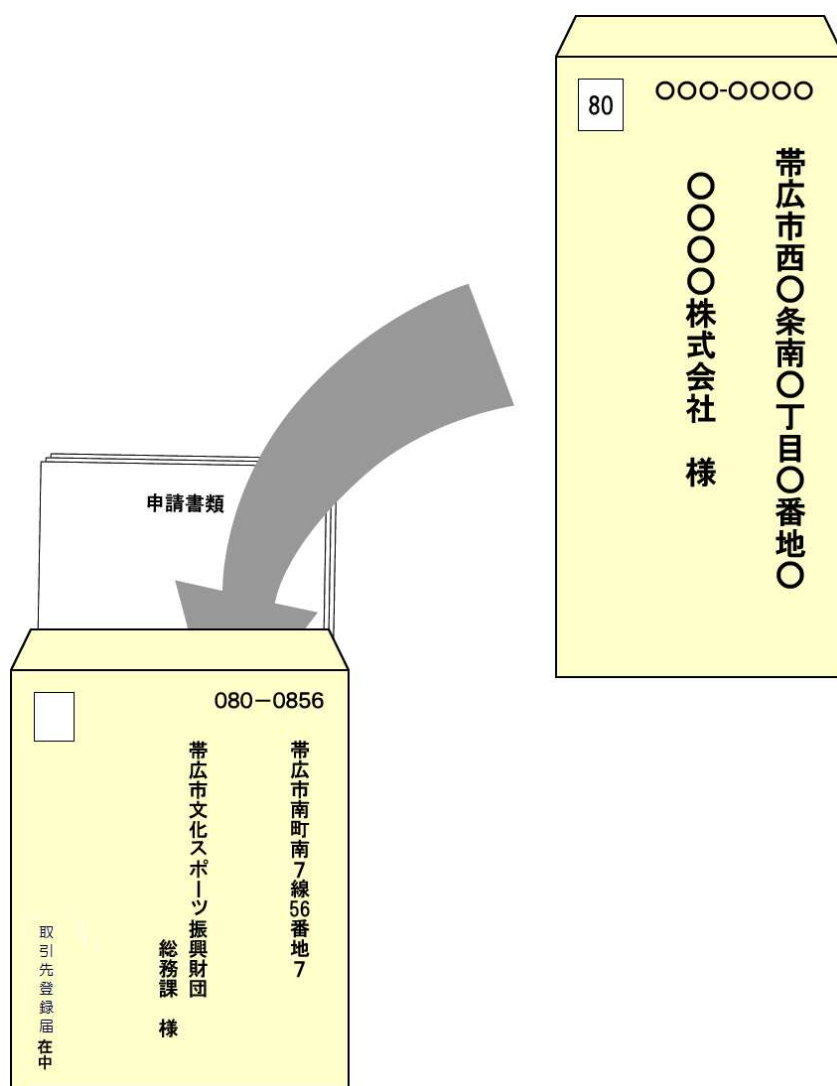
- ①財団独自様式 取引先登録届
- ②添付書類 許可、認可又は登録の証明書の写し(該当者のみ)
- ③ " 代理店・特約店の証明書の写し(該当者のみ)
- ④ " 年間委任状(該当者のみ)

#### (5) 問い合わせ先

一般財団法人 帯広市文化スポーツ振興財団 総務課 (電話 0155-47-3236)

(6) その他

郵便で提出される方は、「受理した登録届の写し」を送付のための「返信用封筒」が必要です。  
下記のとおり返信用封筒を作成し、登録届と併せて送付して下さい。



【返信用封筒】

- ・ 自社の所在地、宛名を記入してください。
- ・ 82円切手を貼って下さい。
- ・ 封筒の大きさは長3程度で作成してください。

※ 参考条文（帯広市文化スポーツ振興財団契約規則第4条）

第4条 財団は、特別の理由がある場合を除くほか、成年被後見人、被保佐人、破産者で復権を得ない者及び刑事訴追を受けているものを、一般競争入札に参加させることができない。

2 財団は、次の各号の一つに該当すると認められる者を、その事実があった後2年間一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人、その他の使用人又は、入札代理人として使用する者についても、また、同様とする。ただし、理事長が特別の事情があると認めたときは、その期間を短縮することができる。

- (1) 契約の履行に際し、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は、物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- (2) 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は、公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るため連合した者
- (3) 落札者が契約することを、又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (4) 監督、検査の実施に際し職員の職務の執行を妨げた者
- (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- (6) 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に際し、代理人、支配人その他の使用人として使用した者